

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	栗山町後期高齢者医療保険料に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗山町は、後期高齢者医療保険料に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

後期高齢者医療保険料に関する事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

北海道栗山町長

## 公表日

平成27年7月7日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険料に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者である北海道後期高齢者医療広域連合の賦課決定により、被保険者への決定通知、納付通知及び徴収等の事務を行う。 後期高齢者医療保険料に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 (1)広域連合が行う保険料の賦課決定に基づく決定通知、納付通知等に関する事務 (2)保険料の徴収、収納、滞納整理に関する事務 (3)年金保険者に対する特別徴収に関する事務 (4)保険料の口座振替に関する事務
③システムの名称	後期高齢者医療システム、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一59項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会の根拠】別表第二 82項 【情報提供の根拠】別表第二 83項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	栗山町税務課
②所属長	税務課長 松田 孝之
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	栗山町総務課 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 TEL0123-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	栗山町税務課 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 TEL0123-73-7505

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

